

富山高等専門学校学業に関する規則

制	定	平成22年4月1日
改	正	平成24年7月11日
改	正	平成25年2月13日
改	正	平成25年11月13日
改	正	平成26年2月12日
改	正	平成27年2月10日
改	正	平成27年3月11日

(趣旨)

第1条 この規則は、富山高等専門学校学則（以下「学則」という。）第20条の規定に基づき、学科の教育課程等に関し必要な事項を定める。

(授業)

第2条 各授業科目は、学期又は年間を通して実施する。

- 2 前項の規定に関らず、特定の授業科目については、短期間に集中して授業を実施することがある。

(定期試験及び中間試験)

第3条 定期試験は、年2回各学期末に実施する。

- 2 中間試験は、必要のある授業科目について、各学期の定められた時期に実施する。
- 3 試験以外の方法で成績を評価し得る授業科目については、試験の一部又は全部を実施しないことがある。

(追試験)

第4条 定期試験又は中間試験を病気、忌引き又はその他やむを得ない理由により受験できなかった学生から、追試験の願い出があった場合、その事実を確認のうえ、追試験の受験を認める場合がある。

(追認試験)

第5条 未修得の授業科目を有する者は、願い出により追認試験の受験を認められる場合がある。

- 2 追認試験に合格した場合は、当該追認試験を受験した学期末に当該授業科目の修得を認める。
- 3 前2項で定めるもののほか、追認試験に関して必要な事項は別に定める。

(成績の評価)

第6条 各授業科目の成績は、シラバスに記載した評価方法に基づき、100点を満点として評価する。

- 2 前項の規定に関らず、特定の授業科目の成績評価については「合格」、「不合格」又は「認定」、「不認定」とする場合がある。
- 3 欠課時間数が授業時間数の3分の1を超える授業科目は未履修とし、成績評価はしない。ただし、半期開講の授業科目において、2週間以上の入院による欠課を含む場合又は教務委員会がやむを得ないと認めた理由による欠課を含む場合に限り、「3分の1」を「2分の1」として取り扱うことができる。
- 4 追認試験により合格した授業科目の成績の評価は、60点とする。
- 5 試験期間をあらかじめ設定して実施する定期試験等において不正行為を行った場合は、当該期間中に実施される全ての試験の成績を0点とする。

(成績評価の時期等)

第7条 成績は、年間を通して実施する授業科目にあつては、前学期末成績と後学期末成績を総合して学年末に評価する。

- 2 前学期又は後学期のみ実施される授業科目の成績は、当該学期末に評価する。
- 3 単位の認定基準及び成績の評語については、次のとおりとする。

成績	単位の認定	成績の評語
100～80点	修得	優 (A)
79～70点	修得	良 (B)
69～60点	修得	可 (C)
59～0点	未修得	不可 (D)
合格	修得	合
不合格	未修得	否
認定	修得	認
不認定	未修得	不認

(指導要録への記載等)

第8条 成績を指導要録に記載する場合は、修得した授業科目の単位数及び成績の評語を記載することとする。

- 2 成績を学外に通知する場合は、修得した授業科目の単位数及び成績の評語を記載し通知する。

(学外の学修等により認定した単位の取扱い)

第9条 学則第16条で定める他の高等専門学校における授業科目の履修により認定した単位及び学則第17条で定める高等専門学校以外の教育施設等における学修その他文部科学大臣が別に定める学修により認定した単位については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

- (1) 第11条第1号で定める第1学年、第2学年、第3学年の進級要件である修

得単位数には含めない。

- (2) 第 11 条第 1 号で定める第 4 学年の進級要件である修得単位数に 6 単位を上限として加えることができる。
- (3) 第 12 条で定める卒業要件である修得単位数に 6 単位を上限として加えることができる。

(編入学生の取扱い)

第10条 編入学生については、入学時に、別表 1 に掲げる修得可能単位数のうち、入学を許可された学年の前学年までの単位については、既に修得したものとして扱うこととする。

(進級要件)

第11条 進級の認定に必要な要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 商船学科を除く各学科においては、第 1 学年、第 2 学年、第 3 学年にあつては、当該学年において開講された別表 2 に掲げる実験実習科目を全て修得し、かつ、別表 1 に定める修得可能単位数の累計より 8 単位を減じた単位数以上を修得していること。

また、第 4 学年にあつては、別表 2 に掲げる全ての実験実習科目の単位を含め、130 単位以上を修得していること。

- (2) 商船学科にあつては、当該学年において開講された別表 2 に掲げる実験実習科目を全て修得し、かつ、別表 1 に定める修得可能単位数の累計より 8 単位を減じた単位数以上を修得していること。

また、第 4 学年から第 5 学年へ進級する際は、練習船による短期実習及び前期長期実習の実習訓練履修が認定されていること。

- (3) 必修科目は未履修であつてはならない。
- (4) 特別活動に合格していること。

(卒業要件)

第12条 卒業の認定に必要な要件は、次の各号のとおりとする。

- (1) 商船学科を除く各学科においては、学則に定める全ての必修科目の単位を含め 167 単位以上（一般科目は 75 単位以上、専門科目は 82 単位以上）を修得していること。
- (2) 商船学科にあつては、学則で定める席上課程及び練習船による実習課程を修了していることとする。なお、席上課程の修了要件は、学則に定める全ての必修科目の単位を含め 147 単位以上（一般科目は 75 単位以上、専門科目は 62 単位以上）を修得していることとする。

(原級留置)

第13条 第 11 条で定める進級要件又は前条で定める卒業要件を満たさない者は原級に留まる。

- 2 原級に留まった場合，当該学年において修得を認定された授業科目は，その認定が取り消され，当該学生は次年度に実施される当該学年の授業科目を再度履修しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず，第4学年又は第5学年で原級に留まった場合には，当該学生の願い出により，当該学年における授業科目の修得の認定を取り消さないことがある。この場合，次年度に実施される当該授業科目の履修は免除される。

(選択科目の履修方法)

第14条 選択科目の履修方法については，別に定める。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか，学科の教育課程等に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この規則は，平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則は，平成22年4月入学者から適用する。ただし，学則附則第2条第3項第1号から第8号に定める学科に編入学又は転入学する者には適用しないこととし，当該学生の教育課程等に関し必要な事項は，別に定める。

附 則

この規則は，平成24年7月11日から施行し，平成24年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は，平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学業に関する規則別表1 学科別習得可能単位数(物質化学工学科)は，平成25年度以降入学生から適用し，平成22年度入学生(平成21年度以前入学生で，平成22年度入学生と同一学年になる者を含む。)及び平成23年度入学生(平成22年度以前入学生で，平成23年度入学生と同一学年になる者を含む。)は，次の表を適用する。

平成22年度入学生

物質化学工学科	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	33	33 66	33 99	38 137	37 174	174	167 以上
一般教養	28	24 52	17 69	11 80	4 84	84	75 以上
専門	5	9 14	16 30	27 57	23 80	90	82 以上
卒業研究					10		

平成23年度入学生

物質化学工学科	1年	2年 累計	3年 累計	4年 累計	5年 累計	合計	卒業要件
合計	33	33 66	34 100	38 138	37 175	175	167以上
一般教養	28	24 52	17 69	11 80	4 84	84	75以上
専門	5	9 14	17 31	27 58	23 81	91	82以上
卒業研究					10		

附 則

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学業に関する規則別表1 学科別修得可能単位数（商船学科航海コース、商船学科機関コース）は、平成23年度以降入学生（平成22年度入学生で、平成23年度入学生と同一学年になる者を含む。）から適用し、平成22年度入学生は次の表を適用する。

平成22年度入学生

商船学科 航海コース	1年	2年 累 計	3年 累 計	4年 累 計	5年 累 計	合計	卒業要件
合計	34	34 68	34 102	37 139	18 157	157	147以上
一般教養	28	24 52	17 69	10 79	5 84	84	75以上
専門	6	10 16	17 33	27 60	8 68	73	62以上
卒業研究					5		

商船学科 機関コース	1年	2年 累 計	3年 累 計	4年 累 計	5年 累 計	合計	卒業要件
合計	34	34 68	34 102	37 139	18 157	157	147以上
一般教養	28	24 52	17 69	10 79	5 84	84	75以上
専門	6	10 16	17 33	27 60	8 68	73	62以上
卒業研究					5		

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学業に関する規則別表1 学科別習得可能単位数及び別表2 進級の認定に必要な実験実習科目（以下、「別表第1及び別表第2」という。）は、平成27

年度入学生（平成26年度以前入学生で，平成27年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用し，平成26年度以前入学生については，なお従前の例による。

- 3 前項に規定する平成26年度以前入学生で平成27年度以降入学生と同一学年になる者の別表第1及び別表第2に係る取扱いは，別に定める。

附 則

- 1 この規則は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学業に関する規則別表1 学科別習得可能単位数（国際ビジネス学科）（以下，「別表第1」という。）は，平成27年度入学生（平成26年度以前入学生で，平成27年度以降入学生と同一学年になる者を含む。）から適用し，平成26年度以前入学生については，なお従前の例による。
- 3 前項に規定する平成26年度以前入学生で，平成27年度以降入学生と同一学年になる者の別表第1に係る取扱いは，別に定める。